

米子市小規模土地改良事業施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産基盤の整備を推進し、農業の経営規模の拡大及び農村の生活環境の向上に資するためにする小規模土地改良事業の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模土地改良事業」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号、第5号又は第7号に掲げる事業のうち、国又は県からの補助金の交付を受けないで行うものをいう。

(事業の施行の申請)

第3条 小規模土地改良事業を行おうとする者は、小規模土地改良事業施行申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業の施行の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該小規模土地改良事業を施行する土地について現地調査を行い、査定するものとする。

2 市長は、前項の査定書の内容のほか、当該小規模土地改良事業の計画性、緊急度、経済効果、その施行に当たっての地元の態勢等を総合的に勘案し、適当と認めたものについて、その施行を認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により小規模土地改良事業の施行の認定をしたときは、その旨を、当該小規模土地改良事業を施行する者（以下「事業者」という。）に通知するものとする。

(報告及び検査)

第5条 事業者は、小規模土地改良事業が完了したときは、速やかに、完了報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認等による検査を行うものとする。ただし、検査内容に応じて現地確認を省略できるものとする。

また、検査内容に応じて申請者の立会を求めるものとする。

3 事業者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに当該合格しない部

分を修補し、再度、市長の検査を受けなければならない。

(助成)

第6条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内において、小規模土地改良事業の施行に必要な材料を、現物により支給するものとする。

2 前項の規定による材料の支給は、一の小規模土地改良事業につき10万円(その材料にコンクリート製品を含む場合にあっては、30万円)を超えない範囲で行うものとする。

(費用の請求)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、前条の規定により支給した材料の価格に相当する額を請求することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により前条の規定による助成を受けたとき。

(3) その施行する小規模土地改良事業に関する工事に不正があるとき。

(米子市補助金等交付規則の適用)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。